

御嵩町発注の週休2日制工事要領

(目的)

第1条 この要領は、御嵩町（以下「町」という。）が発注する建設工事の週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語等は以下のとおり定義する。

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 「完全週休2日」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (3) 「完全週休2日（土日）」とは対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日として取り扱うものとする。
- (5) 「対象期間」とは、工事開始日（契約上の工事の始期日又は設計図書等において規定する始期をいう。）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
- (6) 「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8/14～8/16頃）、年末年始休暇6日間（12/29～1/3頃）、工場製作のみ実施する期間、工事事務所等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (7) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (8) 「準備期間」とは、工事開始日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）をいう。
- (9) 「後片付け期間」とは、本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間（事務手続、後片付け等のみが残っている期間）をいう。
- (10) 「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率をいい、算定した比率は、小数点

第2位以下を切り捨てるものとする。

(11) 「週単位の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の全ての週で現場閉所を土日に指定し、現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(12) 「月単位の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。

(13) 「通期の週休2日（現場閉所）」とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

2 週休2日制工事（交替制）における用語は以下のとおり定義する。

(1) 「週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「休日」とは、技術者及び技能労働者が、当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても含めるものとする。

(3) 「対象期間（交替制）」とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。従事期間は、元請企業については現場作業着手日（現地測量、現場事務所を設置や資機材の搬入等に着手した日）から現場作業完了日（後片付け、資機材の搬出、清掃等が完了した日）までの期間とし、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議により適宜設置するものとする。なお、非対象期間は、週休2日制工事（現場閉所）の例による。

(4) 「技術者」とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

(5) 「技能労働者」とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

(6) 「対象者」とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間（交替制）内で連続4週間以上従事している者とする。交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

(7) 「休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。

$(\text{対象者の休日数} / \text{対象者の対象期間（交替制）の日数}) \times 100 (\%)$

小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

(8) 「平均休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。

$\text{対象者の休日率の合計} / \text{対象者数} (\%)$

小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

(9) 「月単位の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の全ての

月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(10) 「通期の週休2日(交替制)」とは、対象期間(交替制)の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事は、本町が発注する工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。ただし、当面の期間は、契約担当課が発注担当課と協議し、対象工事を決定する。

(1) 週休2日制工事(現場閉所)

ア 現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事(災害復旧工事、営繕工事を含む)

イ 完全週休2日を原則とする。

(2) 週休2日制工事(交替制)

ア 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事(災害復旧工事を含む、営繕工事は除く、交通規制・出水期・完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等)

イ 災害応急対策(競争入札の場合)

(3) 次に掲げる工事は、週休2日制工事の対象としない。

ア 発注時に想定する現場作業日数(準備期間、後片付け期間を除く)が著しく短い工事(1週間程度)

イ 災害その他、避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事(災害応急対策(随意契約の場合)等)

ウ その他発注担当部署が現場閉所及び交替制のいずれにもなじまないと判断した工事(一時的な作業が点在する維持修繕工事、時間的制約がある営繕工事、事業の枠組み等により期間及び事業量の特殊な制約がある亜炭鉱廃坑対策工事等)

エ その他週休2日制工事にふさわしくないと町長が認める工事

(入札公告、特記仕様書等への記載)

第4条 発注者は、入札公告、特記仕様書等において週休2日制工事である旨を以下のとおり記載する。

(1) 週休2日制工事(現場閉所)

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事(現場閉所)である。

「御嵩町発注の週休2日制工事要領」に基づき実施すること。

(2) 週休2日制工事(交替制)

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事(交替制)である。

「御嵩町発注の週休2日制工事要領」に基づき実施すること。

(実施方法)

第5条 週休2日制工事は、以下のとおり実施すること。

(1) 週休 2 日制工事（現場閉所）

ア 受注者は、工事着手前に完全週休 2 日の計画が確認できる「計画工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、それに代わる現場閉所日を指定し、発注者の承諾を得ること。また、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「計画工程表（変更）」（任意様式）を発注者に提出すること。

イ 受注者は、対象期間終了時に、「計画工程表」及び「計画工程表（変更）」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等の既存資料を活用）の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

(2) 週休 2 日制工事（交替制）

ア 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者に休日率確認表（参考様式 1）を提出することとし、対象期間終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況が確認できる休日率確認表（参考様式 2）を発注者に提出すること。なお、参考様式 1 及び参考様式 2 の休日確保状況が確認できれば、受注者の任意様式による提出とすることができる。

イ 発注者は受注者から提出された確認表等にて休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、過度な資料の提出、提示を求めないよう留意すること。

(3) 週休 2 日制工事の変更

ア 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休 2 日制工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休 2 日制工事の対象外にすることができる。

イ 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。（災害復旧工事及び営繕工事を除く）

ウ 契約後に、発注した方式を変更した場合は、変更後の週休 2 日制工事の基準に従うとともに、達成状況に応じ、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

（工事費の積算方法）

第 6 条 週休 2 日制工事の積算方法等は以下のとおり実施する。ただし、営繕工事については、労務費のみ補正を行う。

(1) 週休 2 日制工事（現場閉所）

週単位または月単位の週休 2 日（現場閉所）を前提として、土地改良工事積算基準による場合は、②の補正係数を、治山林道必携、その他の積算基準による場合は、①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、対象期間終了時に週単位、月単位又は通期の現場閉所率

を確認し、下記、達成状況に応じて請負代金を変更する。「計画工程表」又は「計画工程表（変更）」と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。また、契約後に週休2日制工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

○現場閉所の補正係数

1 土地改良工事積算基準による場合			
①週単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【機械経費（賃料）】	—
【共通仮設費率】	1.05	【現場管理費率】	1.06
②月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【機械経費（賃料）】	—
【共通仮設費率】	1.04	【現場管理費率】	1.05
③月単位の週休2日（現場閉所）が未達成の場合 補正しない			
2 治山林道必携による場合			
①月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合			
【労務費】	1.04	【機械経費（賃料）】	1.02
【共通仮設費率】	1.03	【現場管理費率】	1.05
②通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【機械経費（賃料）】	1.02
【共通仮設費率】	1.02	【現場管理費率】	1.03
③通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合 補正しない			
3 その他の積算基準による場合（ ）：営繕工事の場合			
①週単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合			
【労務費】	1.02（1.02）	【機械経費（賃料）】	—（—）
【共通仮設費率】	1.02（—）	【現場管理費率】	1.03（1.01）
②月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合			
【労務費】	1.02（1.02）	【機械経費（賃料）】	—（—）
【共通仮設費率】	1.01（—）	【現場管理費率】	1.02（—）
③通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合 補正しない			
④通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合 補正しない			

(2) 週休2日制工事（交替制）

週単位または月単位の週休2日（交替制）を前提として、土地改良工事積算基準による場合は、②の補正係数を、治山林道必携、その他の積算

基準による場合は、①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、対象期間（交替制）終了時に週単位、月単位又は通期の現場閉所率を確認し、下記、達成状況に応じて請負代金額を変更する。また、契約後に週休2日制工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

○平均休日率毎の補正係数

1 土地改良工事積算基準による場合			
①週単位の週休2日（交替制）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【現場管理費率】	1.03
②月単位の週休2日（交替制）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【現場管理費率】	1.02
③月単位の週休2日（交替制）が未達成の場合 補正しない			
2 治山林道必携による場合			
①月単位の週休2日（交替制）を達成した場合			
【労務費】	1.04	【現場管理費率】	1.03
②通期の週休2日（交替制）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【現場管理費率】	1.01
③通期の週休2日（交替制）が未達成の場合 補正しない			
3 その他の積算基準による場合			
①週単位の週休2日（交替制）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【現場管理費率】	1.03
②月単位の週休2日（交替制）を達成した場合			
【労務費】	1.02	【現場管理費率】	1.02
③通期の週休2日（交替制）を達成した場合 補正しない			

(3) 市場単価及び物価資料の掲載価格等の補正については、別に定める。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。